

報告第1号

専決処分した事件の報告について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月28日提出

淡路市長 門 康 彦

委任専決第1号

自動車損傷事故に係る損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について

次のとおり、自動車損傷事故に係る損害賠償の額等を定めることにつき、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、専決処分する。

令和7年1月23日

淡路市長 門 康 彦

1 損害賠償の額 146,300円

2 相手方

(1) 使用者

ア 所在地 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目2番1号

イ 名称 関西電力送配電株式会社 神戸副本部長 増井 和重

3 和解条項

(1) 淡路市は、相手方に対し、本件事故に関する損害賠償金として、金146,300円を指定する口座に振り込む方法で支払う。

(2) 相手方と淡路市は、本件事故に関し、前号を除き、一切の債権債務がないことを確認する。

4 事件の概要

令和6年8月2日午前10時30分頃、相手方が現地確認のため、高所作業車を市道東野線上に停車していたところ、同市道の路面が陥没し、同車左後部付近の部品等に損傷を与えた。